

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

地方自治体において、法的拘束力は有しないものの、同性カップルを承認し証明書を発行することで一定の権利を認める制度で、パートナーシップ宣誓制度といいます。

未成年の子どもを含めるファミリーシップ宣誓制度もあります。

この制度は、東京都渋谷区と世田谷区で2016年度（平成28年度）に施行されたのが最初で、2023年3月時点で少なくとも271自治体が導入済みです。導入は市町村単位であったり、茨城県や青森県など県単位での導入と様々となっています。

岡山県下では、15市のうち10市が制度を導入しています。

1 岡山県下の本制度導入市

総社市、岡山市、備前市、真庭市、倉敷市、笠岡市、瀬戸内市、美作市、浅口市、井原市（制度導入順）

2 制度導入した地方公共団体等で行っている公的サービスの例

宣誓者が利用できるサービスは、制度導入自治体によってまちまちです。

サービス内容	導入団体	備 考
宣誓証明書の発行	ほぼ全て	公印の押印のある宣誓証明書等を発行
市営住宅の入居	岡山市等	同居の親族として申請できる
市営墓地の使用継承	岡山市等	使用者が死亡した場合、市営墓地の使用継承ができる
個人情報開示請求	長岡京市等	死亡または委任状を提出できないパートナーの個人情報（介護保険等に関する情報）の開示請求をすることができる
罹災証明書の交付	広島市等	罹災証明書の交付について罹災者本人の代わりにパートナーが申請できる
I J U ターン移住支援事業の利用	高松市等	転入時まで補助対象者がパートナーシップ宣誓をしている場合、新婚世帯として補助制度を利用できる
職員の休暇制度の利用等	奈良市等	職員の結婚休暇に加え、パートナーシップ休暇を新設し、職員互助会からの結婚祝金の対象としている